（両面コピーしてください。）

収入状況及び経済的援助にかかる申出書

被扶養者及びその配偶者にかかる収入及び経済的援助の見込み額を**扶養するに至った日から向こう１年間**について、記入してください。届出する被扶養者が組合員の配偶者の場合は、被扶養者の配偶者についての記入は不要です。

	届出する被扶養者について		届出する被扶養者の配偶者について （　有　・　無　） ※有の場合、以下記入してください。	
氏　名	【被扶養者氏名】		【被扶養者の配偶者氏名】	
①給与収入 給与、賞与、アルバイト代、手当など(交通費を含む。)	有・無	円	有・無	円
②年金収入 国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など (企業年金、国民年金基金、年金生活者支援給付金等も含めて記入してください。)	有・無	老齢給付　円	有・無	老齢給付　円
		障害給付　円		障害給付　円
		遺族給付　円		遺族給付　円
③雇用保険失業給付 日額と総額を記入してください。	有・無	日額　円　総額　円 (　年　月　日～　年　月　日)	有・無	日額　円　総額　円 (　年　月　日～　年　月　日)
④傷病手当金 出産手当金 日額と総額を記入してください。	有・無	日額　円　総額　円 (　年　月　日～　年　月　日)	有・無	日額　円　総額　円 (　年　月　日～　年　月　日)
⑤事業収入 自営業による収入など(経費も含めて総額を記入してください。)	有・無	総収入　円	有・無	総収入　円
		仕入れにかかる原価　円		仕入れにかかる原価　円
⑥不動産収入 経費も含めて総額を記入してください。	有・無	円	有・無	円
⑦利子・配当収入 預金利子・株式配当など	有・無	円	有・無	円
⑧その他収入 個人年金や謝礼など、その他の収入のすべて	有・無	円	有・無	円
収入合計額 ①～⑧の合計額		円		円

※該当する収入についてそれぞれ記入し、①～⑧の合計額を収入合計額欄に記入してください。(収入がない場合は0を記入してください。)

被扶養者と**別居の場合のみ記入**してください。

被扶養者への経済的援助（年間）	円	組合員による金融機関を介した送金額 （送金にかかる証拠書類は保管をお願いします。）

上記の記入内容は事実と相違ありません。
被扶養者（及びその配偶者）にかかる収入及び経済的援助について、上記のとおり申し出します。
収入状況等に変更が生じたときは、速やかに届出をします。

年　　月　　日　**記号・番号**　　―

【組合員氏名】

（注）
- 収入とは、課税、非課税を問わず金銭や現物として継続的に得られるもの全てです。
- 住居用家屋の譲渡や退職金など将来的に発生が見込めない一時的な収入に関しては記入する必要はありません。
- 高校生または16歳以上の被扶養者を届出する場合は収入の有無にかかわらず記入する必要があります。
- 被扶養者が複数いる場合は人数分の本申出書が必要です。

記入の前に、裏面の注意事項を必ず確認してください。

裏面に続く

『収入状況及び経済的援助にかかる申出書』を提出する際の注意事項

この申出書は、直前まで当共済組合以外の共済組合又は健康保険組合に被扶養者として届出されていた方または直前まで当共済組合の被扶養者として届出されていた方を、引き続き当共済組合の被扶養者として新たに届出する際に添付書類を簡略する場合の書類です（**中学生以下の年齢の被扶養者については提出不要**）。「被扶養者申告書」には、この申出書と直前まで加入していた保険者（他共済組合等）が証明した**「資格喪失証明書」**を添付してください。ただし、「資格喪失証明書」に生年月日・性別・続柄の記載がない場合は、別途、住民票又は戸籍謄本等が必要となります。

被扶養者認定取扱基準について

保険者ごとに一部認定基準が異なるため、直前まで加入していた保険者で被扶養者として認定されていても、当共済組合の被扶養者となれるとは限りません。**当共済組合のホームページ等で、被扶養者認定取扱基準を確認のうえ、届出してください。誤った届出により後日認定取消となった場合には、当共済組合が負担した医療費等を返還していただくこととなります。**

夫婦共同扶養の考え方

夫婦が共同して扶養している場合の被扶養者認定については、原則として収入の多い方の被扶養者とします。被扶養者とする者が複数いる場合は、そのすべてが収入の多い方の被扶養者となり、原則として夫婦別々の被扶養者とすることはできません。ただし、同居別居の別など個々の事情によっては個別に判断する場合があります。なお、配偶者が国民健康保険に加入している場合は、配偶者の直近の年間所得で見込んだ年間収入と組合員の年間収入見込額を比較し、収入見込額の多い方を主たる扶養義務者とします。

夫婦相互扶助の考え方

夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。申告する被扶養者に組合員以外の配偶者がいる場合（例：母を申告する場合、母の配偶者である父）、申告する被扶養者の収入が限度額を超えていなくても、当該夫婦２人の合計収入額がそれぞれの収入限度額を合算した額を超える場合には、被扶養者として認定はできません。

別居扶養する場合の経済的援助基準

組合員が認定対象者の**生計維持にかかる中心的役割を担っていること**を必要とします。そのため、認定対象者の収入額、又は最低必要額（年間 65 万円）のいずれか高い方を上回る額を、経済的援助として金融機関を介して行っていることが必要となります。

扶養状況確認調査（検認）を行う際の注意事項

- ◆ 生活費の送金証明として提出していただく書類は、**組合員から被扶養者にいくら送金しているかを客観的に確認できるよう金融機関の振込票の写しや送金記録のある通帳の写しが必要**です。送金時には送金者氏名、受取人氏名、日付等が印字されるように注意してください。
- ◆ 住居にかかる費用を負担することで経済的援助とする場合には、契約書等で賃貸借名義や家賃額等の確認ができる書類も必要となりますので、必ず保管しておいてください。
- ◆ 学費は原則、対象被扶養者の生計維持に必要な費用としては認められません。
- ◆ 扶養状況確認調査(検認)時において、送金事実を確認できる書類や、収入に関する書類が無い場合など、**経済的援助にかかる書類が提出できないときは、遡って扶養を減員することとなりますので、必ず書類を保管しておいてください。**

※申出書の記載に当たっては、申出書下の（注）をあわせてご確認ください。